

就業制限業務一覧表(免許・技能講習)

令 20 条 号別	就業制限の業務 (労働安全衛生法第 61 条 労働安全衛生法施行令第 20 条)		就業が認められる資格 (安規 41 条別表 3)	備 考
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は、残薬の点検及び処理の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免許 ・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁 上級保安技術職員 甲、乙 発破係員 甲、丁 坑外保安係員 	
2	揚貨装置運転	制限荷重 5 ト以上運転業務(船内デリック、クレーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・揚貨装置運転士免許 	
3	ボイラー取扱 (ボ則 23 条)	ボイラー取扱(令 1 条 4 号の小型除く) ① 胴内径 750mm 以下でかつその長さが 1,300mm 以下の蒸気ボイラー ② 伝熱面積が 3 m ² 以下の蒸気ボイラー ③ 伝熱面積が 14 m ² 以下の温水ボイラー ④ 伝熱面積が 30 m ² 以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては内径 400mm 以下かつ内容積 0.4 m ³ 以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー技士免許(特, 1, 2 級) ・ボイラー技士免許(特, 1, 2 級) ・ボイラー取扱技能講習 	
4	ボイラー・第一種圧力溶接(ボ則 9、55 条)	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力を除く) ボ則 9、55 条 イ 溶接部の厚さ 25mm 以下の溶接 但し書き ロ 管台、フランジ等を取付ける溶接	<ul style="list-style-type: none"> ・特別ボイラー溶接士免許 ・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許 	
5	ボイラー・第一種圧力容器整備(ボ則 35、70 条)	① 小型及び上記 3 の①～④のボイラーは除く ② 令 1 条 5 号の第一種圧力容器(以下は除く) イに該当のもの、内容積 5 m ³ 以下 ロ～ニに該当のもの、内容積 1 m ³ 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー整備士免許 	
6	クレーン運転(ク 22 条)	つり上げ荷重 5 ト以上運転(跨線テルハは除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・床上操作式クレーン運転技能講習(床上操作で荷とともに移動する方式のクレーン) ・クレーン・デリック運転士免許 	クレーン限定免許有り。平成 18 年 4 月 1 日以前に所有している免許はクレーンに限定して有効
7	移動式クレーン(ク 68 条)	つり上げ荷重 1 ト以上運転	<ul style="list-style-type: none"> ・小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重 1 ト以上 5 ト未満の移動式クレーン) ・移動式クレーン運転士免許 	
8	デリック(ク 108)	つり上げ荷重 5 ト以上運転	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン・デリック運転士免許(上記以外のクレーン) 	デリック限定有り。6 と同じ。
9	潜水業務(高圧 12 条)	潜水器を用いかつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベの給気を受けて水中において行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・潜水士免許 	
10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習 ・他保安技溶接、歯科免許等有 	
11	フォークリフト	最大荷重 1 ト以上運転業務(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト運転技能講習 ・他職訓有 	
12	建設機械	機体重量 3 ト以上運転(道路走行は道交法適用) ・別表 7 の 1 号(整地、運搬、積込機) ①ブルドーザー②モーターグレーダー③トラクターショベル④ざり積機⑤スクレーパー⑥スクレープドーザー ・別表 7 の 2 号(掘削機) ①パワーショベル②ドラグショベル③ドラグライン④クラムシェル⑤バケット掘削機⑥トレンチャー ・別表 7 の 3 号(基礎工事機)(3 ト以上) ①くい打ち機②くい抜き機③アースドリル④リバースサーキュレーションドリル⑤せん孔機⑥アースオーガー	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削用)運転技能講習 ・その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等有 ・車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 ・その他上欄と同じ 	昭和 53.1.1 前の規則による講習修了者は経過措置により、修了証とみなされる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・別表7の6号(解体用機械) ① ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械(解体用) 運転技能講習 ・その他上欄と同じ 	②～④は安規151条の175に規定
13	ショベルローダ フォークローダ	最大荷重1ト以上運転(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ショベルローダー等運転技能講習 ・他職訓等有 	
14	不整地運搬車	最大積載量1ト以上運転(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・不整地運搬車運転技能講習 	
15	高所作業車	作業床の高さ10m以上運転(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業車運転技能講習 	
16	玉掛	制限荷重1ト以上の揚貨装置、つり上げ荷重1ト以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛業務	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛技能講習 (注)揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許 ・その他職訓有 	(注)昭和53年10月1日以降の資格者は認められない。